

「モンチッチと歩こう！～かつしか Active チャレンジ～」利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、「モンチッチと歩こう！～かつしか Active チャレンジ～」事業（以下「モンチャレ」といいます。）において提供する全てのサービス（以下「本サービス」といいます。）について、モンチャレの参加者（以下「参加者」といいます。）が利用する際の条件を記したものです。

参加者は、あらかじめ本規約に同意した上で、本サービスを利用するものとします。本サービスを利用する際は、最新の本規約を確認するものとします。

この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第1条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- （1）「ポイント」とは、参加者が、本規約その他葛飾区（以下「区」といいます。）が定める基準に従って、所定の品若しくは便益の提供を受け、又はその提供の抽選申込みを行うために利用することができる単位のことをいいます。
- （2）「申込者」とは、モンチャレへの参加申込みを区にした者をいいます。
- （3）「参加者」とは、申込者のうち、本規約に同意し、区により本サービスの利用が承諾された者をいいます。
- （4）「健康活動」とは、区が指定する区又は民間事業者が提供するW o L Nを利用した活動等のことをいいます。
- （5）「W o L N」とは、第6条に定める実施内容、及び第7条の定めにより付与されるポイント等を確認できる専用のスマートフォンアプリケーションのことをいいます。
- （6）「手引」とは、区が別途定めるモンチャレ事業概要・参加の手引のことをいいます。

第2条（参加申込み）

モンチャレへの参加を希望する者は、本規約内容に同意のうえ、W o L Nに参加希望者の情報登録を行うものとします。

第3条（参加資格）

参加者となることができるのは、次に掲げるすべての条件を満たしている者としてします。

- （1）18歳以上の葛飾区内に在住し、在勤し、又は在学する方

- (2) 自己責任で本サービスを利用できる方
- (3) スマートフォンを所持し、W o L Nをインストールすることができ、常時利用が可能な方
- (4) 暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力に属していない方

第4条（参加者の決定）

- 1 区は、第2条の参加申込時に入力された申込情報を、システム上において確認するものとします。
- 2 参加者の決定は、前項のシステム上の確認を経て、参加者の情報の入力完了した時点をもって自動的に行われるものとし、その時点より参加者と区の間モンチャレへの参加に関する契約が成立するものとします。
- 3 区は、申込者又は参加者が次のいずれかに該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は決定を取り消すことができるものとします。
 - (1) 死亡した場合
 - (2) 参加者が第3条に定める参加資格を喪失した場合
 - (3) 申込者又は参加者から、申込みの撤回又は参加の辞退の申出があった場合
 - (4) 申込情報に不備があり、これを補正することができない場合
 - (5) その他区が申込みを承諾し、又は決定を維持することが適当でない事由があると認められる場合
- 4 区は、申込みを承諾しない場合又は決定を取り消す場合には、その旨を事前に通知するものとします。ただし、前項第1号又は第3号に掲げる場合その他その性質上あらかじめ通知することができず、又は通知を要しないと認められる場合は、この限りではありません。

第5条（参加者の費用負担）

参加に係る費用は無料とします。ただし、次に定める事項は、この限りではありません。

- (1) 事業参加に関する通話・通信・郵送にかかる費用
- (2) その他区が別途指定する費用

第6条（実施内容）

- 1 参加者は、次の事項に協力するものとします。
 - (1) アンケート調査の回答（事業開始時・事業終了時 など年数回）
 - (2) W o L Nを利用して、歩数・体重・食事・睡眠時間・血圧その他手引の定めるところによる健康活動に関する記録をつける。

- 2 モンチャレの実施に関する事項は、手引に基づくものとします。なお、本サービスの一部機能の利用に当たっては、スマートフォン上のヘルスデータ連携機能等との連携が必要となる場合があります。

第7条（ポイントの付与）

- 1 本サービスにおけるポイント及び付与条件は手引の定めるところによるものとします。
- 2 参加者は、保有するポイントを、かつしかP A Y（葛飾区商店街連合会が発行するデジタル商品券のことをいいます。以下同じです。）への交換又はモンチャレにおけるかつしかP A Yの付与の抽選申込み（以下「抽選申込み」といいます。）を行う際に利用するものとし、区は、当該交換又は抽選申込みに応じて、手引の定めるところにより、当該参加者にかつしかP A Yを付与するものとします。ただし、かつしかP A Yの付与には予算に限りがあるため、当該予算が不足するおそれが生じたときは、区は、W o L N又は区公式ホームページ等によりその旨を事前に周知するとともに、当該予算の範囲内において付与するものとします。
- 3 交換又は抽選申込みに係るポイントは、それぞれ当該交換又は抽選申込みを行った時点において、保有するポイントから減ずるものとします。この場合において、抽選申込みに係るポイントは、抽選の結果にかかわらず、返還しないものとします。
- 4 区は、かつしかP A Yの付与の方法及び時期について、手引の定めるところにより行うものとします。
- 5 保有するポイントのかつしかP A Yへの交換又は抽選申込みは、手引の定めるところにより行うこととします。
- 6 二次元コードの読み取りによるポイントの付与は、区が指定する講座、教室若しくはイベントへの参加又は施設の利用の場面において、参加者が現に当該講座、教室若しくはイベントに参加し、又は当該施設を利用し、その場で区又は区が認める者が掲示する二次元コードをW o L Nの読取機能を用いて直接読み取った場合に限り行うものとします。
- 7 抽選申込みが行われた場合において、抽選の結果として、当該参加者にかつしかP A Yが付与されないこと又は当該抽選申込みに係るポイント数と異なる額のかつしかP A Yが付与されることがあります。

第8条（退会手続）

- 1 参加者は、本サービスの提供期間中に退会の手続を行うことができます。
- 2 退会の手続は、手引に定める手続を行うものとします。

3 退会の手続完了と同時に、参加者が保有するポイントは無効となります。

第9条（事業の中断・終了）

- 1 区は、本サービスの提供期間内であっても、本サービスの中断又はサービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
- 2 前項に基づき本サービスを中断・終了する場合、区は参加者に対して、その旨を事前にW o L N、電子メール等によって通知することとします。
- 3 本サービスの中断又は終了の時点において参加者が保有するポイントは、当該中断又は終了の時点をもって無効となるものとします。ただし、区が別途経過措置を定めた場合は、この限りではありません。

第10条（禁止事項）

参加者は、次に定める行為を行ってははいけません。

- （1）本サービスに関する情報を改ざん又は消去する行為
- （2）同一人が複数のアカウントを作成し、又は保有する行為（メールアドレス、L I N E アカウント、A p p l e アカウントその他認証手段の種別及び数を問わない。）
- （3）虚偽の申込みその他第3条に定める参加資格を満たさない状態でモンチャレに参加する行為
- （4）他人になりすまし、又は他人の情報を用いて本サービスを利用する行為
- （5）第7条に定めるポイントを、本規約、手引又は区が別途定める方法によらない手段により取得し、又は取得しようとする行為
- （6）区が指定する講座、教室若しくはイベント又は施設において掲示される二次元コードを、写真撮影、画面複製その他の方法により記録し、当該記録された媒体に表示された二次元コードを読み取ることにより、ポイントを取得し、又は取得しようとする行為
- （7）前号に定めるもののほか、区が指定する講座、教室若しくはイベントへの参加又は施設の利用を伴わずに、当該講座、教室若しくはイベント又は施設において掲示される二次元コードを読み取ることにより、ポイントを取得し、又は取得しようとする行為
- （8）不正の目的をもって本サービスを利用する行為
- （9）その他第三者に不当な不利益を与える行為

第10条の2（不正行為への措置）

- 1 区は、参加者が前条各号に掲げる行為を行った場合その他本規約に違反する行為を

行った場合又はこれらに該当すると認められる相当の理由がある場合は、当該参加者に対し、次の各号に掲げる措置の全部又は一部を講じることができるものとします。

- (1) 当該行為により取得したポイントの無効化
 - (2) 保有するポイントの全部又は一部の無効化
 - (3) 本サービスの利用の一時停止
 - (4) 参加者の決定の取消し
- 2 前項に規定する場合において、ポイントの利用により既にかつしかP A Yが付与されているときは、当該参加者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講じ、又は請求することができるものとします。
- (1) 当該かつしかP A Yが使用されていない場合 葛飾区商店街連合会への依頼その他の方法により、当該かつしかP A Yの全部又は一部を無効とすること。
 - (2) 当該かつしかP A Yが既に使用されている場合 当該使用された額に相当する金銭（かつしかP A Y 1 ポイントにつき1円として換算した額をいう。）の支払を請求すること。
- 3 区は、第1項の措置を講ずるに当たり、必要に応じて参加者に対し事実関係の説明を求めることがあります。この場合において、参加者は、区の求めに応じて速やかに必要な説明を行うものとします。
- 4 第1項の措置により参加者に損害が生じた場合であっても、区は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第11条（損害賠償等）

- 1 参加者は、本サービス等の利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により区に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。
- 2 参加者は、本サービスの利用に関連して、区以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

第12条（免責事項）

- 1 本サービスは、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。
- 2 区は、区の責によらない事由による本サービスの中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
- 3 区は、区の責によらない事由により、本サービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
- 4 区は、区の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏えいした場合は、責

任を負いません。

- 5 区は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により利用された、又は破棄されたポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。
- 6 区は、区が指定する講座、教室若しくはイベントへの参加又は施設の利用において、区の責によらない事由により参加者が被った損害は、責任を負いません。

第13条（個人情報の取扱い）

- 1 本サービスの提供等に際して、区が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます。）の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報の保護に関する法律、及び葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例等に準拠するものとします。
- 2 本サービスの提供に際し、区は次に定める参加者情報を取り扱うこととします。
 - （1）第2条に定める参加申込時に入力された漢字氏名・カナ氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、メールアドレス、身長、体重
 - （2）LINEアカウント又はAppleアカウントの連携機能を利用して登録した場合は、前号に掲げる項目に加え、当該連携に係る識別情報
 - （3）第7条に定める事項の実施に伴い取得する次の項目
 - ア アンケート調査の回答結果
 - イ 区が指定する講座、教室及びイベントへの参加並びに施設の利用状況
 - （4）その他本サービスの提供に必要なW o L Nが取得するデータ
- 3 区が取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要な範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、区は当該参加者情報を利用目的以外に利用しないものとします。
 - （1）本サービスの適切かつ合理的な運用のための利用
 - ア 区からの案内・通知、各種情報、アンケート等の送付
 - イ 参加者に対するポイントの付与
 - ウ 参加者からの問合せの対応、確認及び記録
 - エ その他本サービスの管理・運用のために必要な事項
 - （2）本サービスの効果分析・評価のための利用
 - ア 参加者の参加実績及び実施結果の集計・分析
 - イ 参加者の行動変容及び健康状態改善効果の分析
 - ウ サービス向上、事業展開方策の分析
 - エ 医療費抑制及び経済活性化等の分析
- 4 区は、第3項第1号、第2号に定めた利用目的の範囲内で、参加者情報を、区が他の法令等に基づき保有する区民の健康、医療等に関する情報と統合し、分析すること

があります。

- 5 区は、第3項第1号、第2号に定めた利用目的の範囲内で、参加者情報を、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにした上で、外部に提供することがあります。
- 6 区は、第3項第2号に定めた利用目的の範囲内において、専ら学術研究の目的のため、法令に基づき、参加者情報を仮名加工情報（個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。）に加工した上で、外部に提供することがあります。この場合において、区は、提供先に対し、利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとします。
- 7 区は、参加者情報を統計処理した上で、その統計情報を第3項第1号及び第2号に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表又は提供することがあります。
- 8 参加者が、参加者情報の外部提供を行わないことを希望する場合は、第8条に定める方法により退会の申出を行うものとします。
- 9 前各項に定める参加者情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律、葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例、ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。
- 10 本サービスによって取得した個人情報は、区及び事業委託先である日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）が事業内においてデータを収集し共同して利用しますが、個人情報の保護に関する法律、及び葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例、並びにNECが定める基準に従い、厳重な管理を行います。共同利用する項目は第2項各号に定める参加者情報、利用目的は第3項に定める目的とし、共同利用に係る管理について責任を有する者は葛飾区政策経営部政策企画課長とします。また、測定項目の分析・公表に当たっては統計的に分析を行い、個人が特定できる情報を利用することはありません。
- 11 参加者情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。
 - （1）区が取り扱う参加者情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。
 - （2）区は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し、取り扱います。
 - ア 参加者情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組むものとします。
 - イ 利用目的や問合せ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得するものとします。

- ウ 第3項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用するものとします。
- エ あらかじめ同意がある場合又は法令で認められている場合を除き、第3項に定めた利用目的の範囲を超えて参加者情報を区以外の第三者に提供又は開示しないものとします。
- オ 参加者本人から参加者情報の照会、開示等について、手引に定める問合せ窓口
に連絡があった場合は、区は適切に対応するものとします。
- カ 参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等
を防止するために、参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是
正に努めるものとします。
- キ 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切
な個人情報保護の取組及び継続的な改善・向上に努めるものとします。

第14条（本規約等の変更）

- 1 区は、本規約を変更する必要がある場合、民法第548条の4の規定に従い、本
規約を変更することができるものとします。
- 2 区は、本規約を変更する場合は、変更後の本規約の内容及びその効力発生日を、W
o L N、区公式ホームページその他の適切な方法により、参加者に周知するものと
します。
- 3 変更後の本規約は、前項により周知した効力発生日から効力が生じるものとします。
- 4 変更後の本規約に同意できない場合、参加者は、第8条に定める退会の手続に従い、
直ちに退会するものとします。
- 5 変更後の本規約の効力が生じた後に参加者が本サービスを利用した場合は、変更後
の本規約に同意したものとみなします。

附 則

本規約は令和6年10月1日から適用します。

附 則

本規約は令和8年9月1日から適用します。